

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する省令案の新旧対照表（傍線部分は改正部分）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

目次

目次

第一章〜第三章（略）

第一章〜第三章（同上）

第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

第一節〜第四節の二十三（略）

第一節〜第四節の二十三（同上）

第四節の二十三の二 八〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備（第四十九条の二十五の四）

第四節の二十四〜第九節（同上）

線設備（第四十九条の二十五の四）

第四節の二十四〜第九節（同上）

第四節の二十四〜第九節（略）

第四節の二十四〜第九節（同上）

第五章・附則（略）

第五章・附則（同上）

（副次的に発する電波等の限度）

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならぬ。

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならぬ。

2〜24（略）

2〜24（同上）

25 七一MHz以上八六MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局（以下「八〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局」という。）の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
帯域外領域に相当する帯域（注1）	任意の一MHzの帯域幅における尖頭電力が一〇〇マイクロワット以下
スプリアス領域に相当する帯域（注2）	任意の一MHzの帯域幅における尖頭電力が五〇マイクロワット以下

任意の一MHzの帯域幅における尖頭電力が一〇〇マイクロワット以下

任意の一MHzの帯域幅における尖頭電力が五〇マイクロワット以下

（注2）

注1 中心周波数から別表第三号2に規定する帯域外領域の周波数まで（占有周波数帯幅の周波数帯を除く。）の周波数帯をいう。

注2 中心周波数から別表第三号2に規定する帯域外領域の周波数まで以外の周波数帯をいう。

第四十九条の二十一 五GHz帯無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継

局、陸上移動局（次項に規定するものを除く。）、携帯基地局及び携帯局

（次項に規定するものを除く。）の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 〇・一（略）

2 五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局（空中線電力が〇・〇一ワット以下のものに限る。）の無線設備は、前項第一号から第三号まで、第五号（陸上移動局に係るものに限る。）、第七号から第九号まで及び第十二号に規定するもののほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 〇・一（略）
- 二 送信装置の空中線は、次の条件のいずれかに適合すること。
 - イ・ロ （略）
 - 三・四 （略）

第四節の二十三の二 八〇GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の

無線設備

（八〇GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備）

第四十九条の二十五の四 八〇GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 通信方式は、単向通信方式又は複信方式であること。
- 二 空中線電力は、一ワット以下であること。
- 三 送信空中線は、その絶対利得が五五デシベル以下であること。

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表（略）

注1～33（略）

34 次に掲げる無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯とすることができる。この場合において、当該無線設備に指定する周波数の指定周波数帯は、総務大臣が別に告示する。

(1)～(4) （略）

第四十九条の二十一 五GHz帯無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局

及び陸上移動局（次項に規定するものを除く。）の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 〇・一（同上）

2 五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局（空中線電力が〇・〇一ワット以下のものに限る。）の無線設備は、前項第一号から第三号まで、第五号、第七号から第九号まで及び第十二号に規定するもののほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 （同上）
- 二 送信装置の空中線は、次の条件に適合すること。
 - イ・ロ （同上）
 - 三・四 （同上）

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表（同左）

注1～33（同左）

34 次に掲げる無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯とすることができる。この場合において、当該無線設備に指定する周波数の指定周波数帯は、総務大臣が別に告示する。

(1)～(4) （同左）

<p>(5) <u>80GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備</u> 35～52 (略)</p>	<p>35～52 (同左)</p>						
<p>別表第二号 (第 6 条関係) 第 1～第 59 (略)</p>	<p>別表第二号 (第 6 条関係) 第 1～第 59 (同左)</p>						
<p>第 60 <u>80GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備の占有周波数</u> <u>帯幅の許容値は、第 1 から第 4 までの規定にかかわらず、5 GHz とする。</u></p>	<p>別表第三号 (第 7 条関係) 1～33 (同左)</p>						
<p>別表第三号 (第 7 条関係) 1～33 (略)</p>	<p>別表第三号 (第 7 条関係) 1～33 (同左)</p>						
<p>34 <u>5GHz 帯無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局、陸上移動局、携</u> <u>帯基地局及び携帯局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2 に規定する</u> <u>値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。</u></p>	<p>34 <u>5GHz 帯無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局の</u> <u>送信設備の不要発射の強度の許容値は、2 に規定する値にかかわらず、総務</u> <u>大臣が別に告示する値とする。</u></p>						
<p>35～51 (略)</p>	<p>35～51 (同左)</p>						
<p>52 <u>80GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の送信設備の不要発射の強度</u> <u>の許容値は、2 に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="678 103 821 1115"> <tr> <td data-bbox="821 103 869 268">周波数帯</td> <td data-bbox="821 268 869 694">帯域外領域</td> <td data-bbox="821 694 869 1115">スプレッド領域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="742 103 821 268">不要発射の強度の許容値</td> <td data-bbox="742 268 821 694">任意の 1 MHz の帯域幅における尖頭電力が 100 μW 以下</td> <td data-bbox="742 694 821 1115">任意の 1 MHz の帯域幅における尖頭電力が 50 μW 以下</td> </tr> </table>	周波数帯	帯域外領域	スプレッド領域	不要発射の強度の許容値	任意の 1 MHz の帯域幅における尖頭電力が 100 μ W 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における尖頭電力が 50 μ W 以下	<p>52 <u>総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1 から 51 までの規定にかか</u> <u>わらず、その値を別に定めることができる。</u></p>
周波数帯	帯域外領域	スプレッド領域					
不要発射の強度の許容値	任意の 1 MHz の帯域幅における尖頭電力が 100 μ W 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における尖頭電力が 50 μ W 以下					
<p>53 <u>総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1 から 52 までの規定にかか</u> <u>わらず、その値を別に定めることができる。</u></p>	<p>52 <u>総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1 から 51 までの規定にかか</u> <u>わらず、その値を別に定めることができる。</u></p>						

附 則

この省令は、公布の日から施行する。